

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月26日
【会社名】	コカ・コーラウエスト株式会社
【英訳名】	COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉松 民雄
【本店の所在の場所】	福岡市東区箱崎七丁目9番66号
【電話番号】	(092)641-8581
【事務連絡者氏名】	総務部長 松平 欣也
【最寄りの連絡場所】	福岡市東区箱崎七丁目9番66号
【電話番号】	(092)641-8760
【事務連絡者氏名】	総務部長 松平 欣也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年11月1日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の100%子会社である南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下、南九州社という。）を吸収合併することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

このたび、当該臨時報告書記載事項のうち、合併契約書の内容を一部変更したうえで、平成25年11月25日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 [報告内容]

吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

八 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

(1) 本合併の日程および(4) その他の本合併契約の内容

3【訂正の内容】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

（訂正前）

八 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

(1) 本合併の日程

- ・ 本合併決議取締役会 平成25年11月1日
- ・ 本合併契約締結 平成25年11月25日（予定）
- ・ 本合併の効力発生日 平成26年1月1日（予定）

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易吸収合併および会社法第784条第1項に定める略式吸収合併であるため、当社および南九州社の株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) その他の本合併契約の内容

当社が南九州社との間で、平成25年11月25日に締結を予定している合併契約書の内容は以下のとおりであります。

合併契約書（案）

（前略）

第5条（株主総会の承認）

本件合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併であるため、甲の株主総会による本契約承認の決議は要しない。また、乙においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、乙の株主総会による本契約承認の決議は要しない。

（中略）

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

（中略）

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

（後略）

(訂正後)

八 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

(1) 本合併の日程

- ・本合併決議取締役会 平成25年11月1日
- ・本合併契約締結 平成25年11月25日
- ・本合併の効力発生日 平成26年1月1日(予定)

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易吸収合併および会社法第784条第1項に定める略式吸収合併であるため、当社および南九州社の株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) その他の本合併契約の内容

当社が南九州社との間で、平成25年11月25日に締結した合併契約書の内容は以下のとおりであります(なお、合併契約書別紙の吸収分割契約書第8条第2項において引用されている別紙1および別紙2につきましては、締結された合併契約書において、それらの別紙の添付が省略されているため、本訂正報告書においても、それらの別紙は添付されておられません)。

合併契約書

(前略)

第5条(株主総会の承認)

本件合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併であるため、甲の株主総会による本契約承認の決議は要しない。また、乙においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、乙の株主総会による本契約承認の決議は要しない。ただし、本件合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これらを変更することができる。

(中略)

第8条(善管注意義務)

1. 甲および乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約と同日付にて、甲を吸収分割承継会社、西日本ビバレッジ株式会社を吸収分割会社とする吸収分割に係る別紙記載の吸収分割契約を締結するものとし、乙はこれに異議を述べない。

(中略)

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を乙はその写しを保有する。

(後略)

別紙

吸収分割契約書

西日本ビバレッジ株式会社(住所:福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下、「甲」という。)と、コカ・コーラウエスト株式会社(住所:福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下、「乙」という。)とは、甲のカップ自動販売機事業(詳細は第2条において定義される。以下、「本件事業」という。)の吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり、吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(会社分割の方法)

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、本件事業に関して有する権利義務の全部を分割して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（定義）

本件事業とは、カップ自動販売機による飲料の販売に関する事業をいい、非コカ・コーラ商品を取扱う自動販売機による飲料の販売に関する事業およびオフィスコーヒースービスに関する事業を除くものとする。

第3条（会社分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成26年1月1日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（金銭等の交付）

乙は、甲に対し、本件分割に際して、乙の株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

乙は、本件分割によりその資本金および準備金を一切増加させない。

第6条（株主総会の承認）

本件分割は、甲においては会社法第784条第1項に定める略式分割であるため、甲の株主総会による本契約承認の決議は要しない。また、乙においては会社法第796条第3項に定める簡易分割であるため、乙の株主総会による本契約承認の決議は要しない。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これらを変更することができる。

第7条（権利義務の承継）

1. 甲は、本件事業に関する以下の各号の権利義務を、本件効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

(1) 承継する資産および債務

本件分割によって、乙が甲から承継する資産および債務は、本件効力発生日における本件事業に関する資産および債務ならびにこれらに付随する一切の権利義務とする。本件分割により乙が甲から承継する資産および債務の評価は、平成24年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日までの増減を加味して確定する。

(2) 承継する契約上の地位

本件分割によって、乙が甲から承継する契約上の地位は、本件事業に関して甲の有する一切の契約上の地位とする。

(3) 雇用契約の不承継

本件分割によって、乙は甲から、雇用契約を承継しない。

2. 本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法による。

第8条（善管注意義務）

1. 甲および乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえ、これを実行する。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約と同日付にて、甲を吸収合併存続会社、南九州ビバレッジサービス株式会社および株式会社コーナン・コーヒーを吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る別紙1記載の合併契約を締結するものとし、乙はこれに異議を述べない。また、乙は、本契約と同日付にて、乙を吸収合併存続会社、南九州コカ・コーラボトリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る別紙2記載の合併契約を締結するものとし、甲はこれに異議を述べない。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力が生じた後においても、乙が承継する本件事業と競合する事業を行うことができるものとする。

第10条（事情変更）

本契約締結後、本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件を変更するかまたは本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、関係各省庁の承認が得られないときは効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項について、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、乙が原本を甲はその写しを保有する。

平成25年11月25日

甲：福岡市東区箱崎七丁目 9 番66号
西日本ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 小松 猛文

乙：福岡市東区箱崎七丁目 9 番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

以 上